

■Q&A集

Q1: 処理計画や実施状況報告(以下「処理計画等」)を作成する、「多量排出事業者」の判断基準とは何か。

A1⇒

- 前年度の産業廃棄物排出量(特別管理産業廃棄物を除く)が1,000トン以上又は、特別管理産業廃棄物排出量が50トン以上の事業者です。
- 製造業等は原則事業場毎に判断し、建設業等は県内の作業所(現場)を合わせて判断します。
※【排出量】=【発生量】-【有償売却物量】
※発生量:製品の生産工程あるいは、一連のプロセスの中に脱水・乾燥工程が組込まれている場合は、その脱水・乾燥工程の後の重量とします。
※当該年度に事業場が存在しない場合(事業場の休止や作業所(現場)の完了等があった時)は、多量排出事業者の判断に用いる「前年度の排出量」には含めますが、当該年度に存在しない事業場の処理計画を作成する必要はありません。

Q2: 処理計画等の提出者は誰なのか。

A2⇒

- 製造業等の場合
→事業場毎の代表者(工場長、工場管理者、支店長等)
- 建設業等の場合
→原則として元請業者の代表者(支店長等)
共同企業体(JV)の場合は、その構成員のうち代表者

Q3: 処理計画等の提出先はどこなのか。

A3⇒

- 事業場または作業所(現場)の所在地を所管する保健所に2部提出してください。
- 松江市内を除く島根県内に複数の事業場を有し、その所在地を所管する保健所が2以上の場合は、廃棄物対策課に1部提出してください。
- しまね電子申請サービス(島根県)等を利用した電子ファイルでの提出も可能です。
- 松江市内の事業場に関する処理計画書等は、松江市廃棄物対策課に提出してください。

Q4: 処理計画の策定期間は何年とすればよいのか。

A4⇒

- 製造業等の場合
→計画期間を原則5年間とします。
 - ・計画内容に変更があれば、次年度の実施状況報告時に併せて変更計画を提出するものとし、その場合の計画策定期間は当初計画の終了日とします。変更計画の様式は処理計画書と同じであり、変更内容を朱書きで示してください。
 - ・前年度の排出量が、多量排出事業者の基準以上となった場合の計画策定期間の終了日は他の事業者と統一します。次の統一の計画策定期間の終了日は令和3年3月31日であり、以降5年毎に終了日を設定しています。
 - ・計画を策定した期間中に、前年度の排出量が1,000トン(50トン)未満になったとしても、原則次年度以降の実施状況報告を行うこととします。
- 建設業等の場合
→計画期間を原則1年間とします。
※計画策定時点の作業所(現場)が未確定であるため。

《例：製造業等の場合》

	H28.6	H29.6	H30.6	R1.6	R2.6	R3.6	R4.6
A社	計画策定	状況報告	状況報告	状況報告	状況報告	計画策定	状況報告
B社	計画策定	状況報告	計画変更	状況報告	状況報告	計画策定	状況報告
C社					計画策定	計画策定	状況報告

(A社：H27年度排出量実績の多量排出事業者)

(B社：H27年度排出量実績の多量排出事業者、H30年度変更有り)

(C社：R1年度排出量実績の多量排出事業者)

Q5：計画内容の変更とは何か。

A5⇒

- 管理体制の変更等処理計画で想定していないような主要設備の変更
- 処理計画にない廃棄物の発生等があった場合 等

Q6：処理計画等の提出期限はいつまでか。

A6⇒

- 処理計画の提出期限は当該年度の6月30日とします。
- 処理計画実施状況報告書の提出期限は翌年度の6月30日とします。

Q7：処理計画に記載する事項はなにか。

A7⇒

- 産業廃棄物の「減量化」・「適正処理」に向けての取組みについて記載します。
- 処理計画の目標量等は重量(トン数)で記載します。
- 製造業等で県内に複数の無人施設等を設置している場合や、建設業等で複数の作業所(現場)がある場合は、各々の施設及び作業所についての処理計画を添付します。但し、建設業の場合は計画策定時に作業場が確定していないため、前年度の実績箇所及び想定作業場について作成します。

Q8：実施状況報告書に記載する事項はなにか。

A8⇒

- 処理計画の目標量に対する実際の排出量を、産業廃棄物の種類毎に重量(トン数)で記載します。